



株式会社 ウッズ

サービス条項

【2020年10月1日制定】

第1条 総則

1. 株式会社ウッズ（以下「弊社」といいます。）が実施する修理、オーバーホール及び出張工事（以下「修理等サービス」といいます。）に関するお客様と弊社との契約（以下「修理等サービス契約」といいます。）は本条項に従ってなされるものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様と弊社との間で、本条項と異なる内容につき個別に書面で合意した場合、当該個別合意書の定めが優先するものとします。

第2条 契約の成立

1. 修理等サービスの申込みにあたっては、お客様に「修理依頼書」又は「出張工事依頼書」（総称して以下「依頼書」といいます。）を発行していただきます。なお、依頼書の授受は、郵送、FAX 又は電子メールによって行うものとします。
2. 弊社は、依頼書を受領した後 3 営業日以内にお客様に納期を通知するものとし、当該通知のときを以って個別の修理等サービス契約が成立するものとします。但し、依頼書に記載された内容に従った修理等サービスの実施が困難である場合その他お客様との協議が必要な場合、弊社は上記期間内にお客様に連絡し、お客様と協議のうえ修理等サービスの内容を確定します。この場合、かかる確定のときを以って個別の修理等サービス契約が成立するものとします。なお、依頼書が弊社に到達した後 3 営業日以内に弊社からお客様への納期の通知又は協議の連絡がない場合、依頼書が弊社に到達したときを以って依頼書に記載された内容により個別の修理等サービス契約が成立したものとみなします。
3. 依頼書又は依頼書以外にお客様から弊社に提出された書面等において本条項に定められた条件と異なる内容の条件が示されたときであっても、弊社が書面により当該異なる条件について明示的に承諾した場合を除き、かかる条件は適用されず、修理等サービス契約は本条項に定める条件に従うものとします。

第3条 代金

1. 弊社がお客様に事前に見積書等を提出した場合において、当該見積書等に記載された見積金額は、修理等サービスの実施にかかる概算金額であり、各契約に係る

代金は、修理等サービスの実施後に、諸事由による交換部品の発生、部品価格の変動、オプションご希望の有無等に応じて確定するものとします。

2. 弊社は、修理等サービスの作業完了後、確定した代金額を記載した書面（以下「確定見積書」といいます。）を発行します。お客様は、確定見積書の受領後速やかに記載金額をご確認頂き、疑義がある場合は確定見積書の発行日から7営業日以内に書面（FAX 及び電子メールを含みます。）により弊社に通知していただくものとし、同期間内にかかる通知がない場合、確定見積書の記載金額を以って代金は最終確定するものとします。
3. 修理等サービス契約の成立後にお客様の事情により納期その他条件が変更される場合（但し、かかる変更は弊社が書面により合意した場合に限ります。）、弊社は代金額の変更を求めることができるものとします。
4. 修理等サービスの目的物（以下「製品」といいます。）の設置・運転の補助業務の対価は代金には含まれておりません。お客様のご依頼により弊社がこれら業務を実施する場合、弊社が定める基準に従い別途費用をご負担いただきます。

第4条 お支払い

1. 個別の合意書面において別途の定めがなされた場合を除き、代金のお支払期限は確定見積書発行日から30日（但し、確定見積書発行後に請求書が発行された場合は請求書発行日から30日）とします。
2. 代金は、円貨により、弊社が指定する預金口座へのお振込みによりお支払いいただくものとします。なお、お振込みに要する手数料はお客様のご負担とします。

第5条 納品

1. 個別の合意書面において別途の定めがなされた場合を除き、修理等サービスが完了した製品の納品は全て工場渡しとし、納品後の運送、保管、保険、輸出、通関等一切はお客様の責任と費用負担においてご手配いただきます。
2. 前項の定めにかかわらず、依頼書若しくは個別の合意書面において納品する製品を弊社から発送するものと定められた場合、弊社は、お客様の費用負担において製品を発送するものとします。この場合、弊社が発送したときを以って製品の納品が完了するものとします。なお、弊社は、製品の発送後に生じた如何なる事由に関しても何らの責任も負うものではありません。
3. 納期において製品の納品・受領が遅滞したときは、当該遅滞が弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様に保管料をご負担いただきます。

第6条 納期

1. 製品の納期は、本条項第2条第2項に従い依頼書受領後に弊社がお客様に通知し

た日又は同条項に定める協議により確定した日（弊社が依頼書受領後 3 営業日以内に同条項に従った納期の通知又は協議の連絡を行わなかった場合は依頼書に記載された日）とします。但し、人為的事情・業務繁多・不可抗力その他合理的事情がある場合、弊社はお客様に通知することにより納期を変更することができるものとします。

2. 弊社は、天災、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、その他弊社の責に帰すべからざる事由による納品の遅滞・不能については、その責めを負いません。

第7条 検査

1. お客様は、修理等サービスが完了した製品の納品を受けた後直ちに、製品の目視検査を実施し、納品された製品に破損等がないことを確認するものとします。
2. 前項の検査において納品された製品に破損等があったことが発見された場合、お客様は、製品の納品を受けた後 3 営業日以内に書面（FAX 及び電子メールを含みます。）を以って弊社に通知していただくものとし、同期間内にかかる通知がない場合、納品された製品は検査に合格したものとみなします。
3. 第 1 項の検査において不合格となった場合、発見された破損等が弊社の責に帰すべき事由によるものであるときに限り（なお、弊社からの発送により製品を納品する場合において、弊社が発送した後に発生した破損等は弊社の責に帰すべき事由による破損等にはあたりません。）、弊社は、弊社の負担において修理等サービスを再実施します。

第8条 危険負担

製品の納品（弊社からの発送により製品を納品する場合においては弊社が発送したときをいいます。）前に生じた製品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き弊社の負担とし、納品後に生じたこれらの損害は、弊社の責に帰すべき事由による場合を除きお客様の負担とします。

第9条 保証

1. 納品した製品について故障・不具合が発生した場合、当該故障・不具合等が弊社の責に帰すべき事由によるものであり、かつ、納品後 6 か月間以内に書面を以って弊社に通知された場合に限り、本条に定める保証の対象となります。なお、当該製品が弊社の指定する方法に従って設置、保管、維持管理、使用されていなかった場合（弊社工場内での納品前検査における所定の条件・環境と異なる条件・環境の下で設置、保管、維持管理、使用された場合を含みます。）、かかる方法違背と故障・不具合との因果関係が確認されるか否かにかかわらず、当該製品の故障・不具合等に関して弊社は何らの責任も負わないものとします。

2. 弊社が納品した製品のうち、弊社による修理等サービスの対象となっていない部分の故障・不具合等、若しくは当該部分の故障・不具合等に起因して発生した故障・不具合等について弊社は何らの責任も負わないものとします。
3. 弊社による保証責任の履行は、弊社の選択により、無償修理、同一製品・部品又は類似製品・部品への交換、若しくは作業の無償やり直しによるものとします（なお、これら業務は、弊社が別途認めた場合を除き、製品をお預かりして弊社工場において実施するものとします。）。弊社は、本条に従った保証責任の履行としての修理・交換又は作業のやり直しの他には、保証責任、過失責任、無過失責任、債務不履行、瑕疵担保責任、契約不適合責任、製造物責任、不法行為等の理由の如何にかかわらず、また、直接損害、間接損害、逸失利益等の名目の如何にかかわらず、製品及び修理等サービスに関して何らの責任も負いません。
4. 以下の製品については本条に定める保証は適用されず、弊社は何らの責任も負いません。
 - ① 試作品、テスト用ユニット
 - ② 弊社の事前の了解なく分解、組立された製品
 - ③ 弊社の指定以外の部品を使用して修理・部品交換等がなされた製品

第10条 責任

1. 納品後の製品の運搬、設置、組立て、テスト、維持管理、運転等一切に関する危険及び責任はお客様に帰属するものとし、弊社は、納品後に事故等が発生しても、前条に定める保証責任を除き一切の責任を負いません。
2. 製品に弊社の指定以外の部品が使用された場合、誤った方法により設置、運転若しくは分解、組立て等がなされた場合、又は製品に組み込まれたソフトウェアに弊社の確認を経ることなく変更が加えられた場合、不具合、故障、事故等を引き起こす恐れがあります。かかる不具合、故障、事故等についての如何なる責任も、お客様の負担となるものとします。
3. 弊社が製品の安全性維持・改良等のために製品またはその部品の返還、交換等の申入れを行った場合、お客様は直ちに申入れに応じるものとします。かかる申入れに応じて頂けない場合、製品のその後の使用から引き起こされる不具合、故障、事故等についての如何なる責任もお客様の負担となるものとします。

第11条 取消・解除

1. お客様は、修理等サービス契約の成立後に当該契約の取消し、解除をすることはできません。但し、弊社が被った損害として弊社が定める金額をお支払い頂くことを条件として弊社が書面を以って承諾した場合は、この限りではありません。
2. お客様又は弊社が以下各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告を要する

ことなく書面による通知を以って修理等サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 依頼書、個別の合意書面又は本条項の定めに違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されない場合。
 - ② 差押、仮差押、仮処分、又は滞納処分を受けた場合。
 - ③ 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する倒産手続が開始した場合。
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合若しくは支払停止又は支払不能の状態に陥った場合。
 - ⑤ 役員が懲役又は禁固の刑に処せられた場合。
 - ⑥ 関係諸官庁から営業停止の処分を受けたとき又は事業継続に必要な許認可を失った場合。
 - ⑦ 解散又は事業廃止を決定した場合。
 - ⑧ 資産、信用状態が悪化し、又はその虞があると客観的に認められる場合。
 - ⑨ その他契約の継続を著しく困難ならしめる事情が生じた場合。
3. お客様が前項各号の一に該当した場合、お客様は未履行の金銭債務の一切について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。
4. 第1項の解除は解除当事者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第12条 権利

修理等サービス実施の過程で発生した特許権、著作権、意匠、商標権、実用新案権、ノウハウその他知的財産権（これらを受ける権利を含みます。）の一切は、もともと第三者に帰属する権利を除き、弊社に独占的に帰属します。

第13条 反社会的勢力の排除

1. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、修理等サービス契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、修理等サービス契約に関して次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. お客様又は弊社的一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、修理等サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
3. 前項により修理等サービス契約を解除した当事者は、相手方に対し、被った損害の賠償を請求することができます。

第14条 準拠法及び管轄

修理等サービス契約及びこれに付随するお客様と弊社との一切の取引は日本法を準拠法とします。修理等サービス契約及びこれに付随するお客様と弊社との契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上